

令和4年度に実施した個別指導 において保険医療機関（歯科） に改善を求めた主な指摘事項

東海北陸厚生局

目次

I	保険診療等に関する事項	- 1 -
1	診療録等	- 1 -
2	基本診療料等	- 2 -
3	医学管理等	- 2 -
4	在宅医療	- 5 -
5	検査	- 5 -
6	画像診断	- 6 -
7	投薬	- 7 -
8	リハビリテーション	- 7 -
9	歯周治療	- 7 -
10	処置	- 8 -
11	手術	- 9 -
12	歯冠修復及び欠損補綴	- 10 -
II	診療報酬の請求等に関する事項	- 11 -
1	届出事項、報告事項等	- 11 -
2	揭示事項	- 11 -
3	診療報酬請求	- 11 -
4	一部負担金等	- 11 -
5	その他	- 12 -

I 保険診療等に関する事項

1 診療録等

(1) 診療録

- ① 診療録の整備及び保管状況について不備のある例が認められたので改めること。
 - ・ 診療録が散逸しないように適切に編綴すること。
- ② 保険医は診療録が保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分に記載すること。
- ③ 保険医は、診療の都度、遅滞なく診療録の記載を行うこと。
- ④ 複数の保険医が従事する保険医療機関においては、診療の責任の所在を明確にするために、診療を担当した保険医は診療録を記載した後、署名又は記名押印すること。
- ⑤ 保険医が実施した診療内容について、診療録が歯科医師以外の者（歯科助手、事務員）により記載されている例が認められたので、診療録は原則として診療を担当した保険医が記載すること。やむを得ず口述筆記等を行う場合には、保険医自らが記載内容に誤りがないことを確認の上、署名又は記名押印すること。
- ⑥ レセプトコンピュータ等OA機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に診療録を作成すること。
 - ア 診療を行った保険医が署名又は押印を行っていない。
 - イ 診療を行った場合に遅滞なく診療録を印刷していない。
 - ウ 手書きで加筆する場合に、加筆に必要な空行を設けず、印字横の空欄に記載している。
- ⑦ 診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に記載すること。
 - ア 診療行為の手順と異なった記載がある。
 - イ 療法・処置欄への1行に対し複数行の記載がある。
 - ウ 判読困難な記載がある。
 - エ 欄外への記載がある。
- ⑧ 独自の略称（クラウン維持管理料、補綴管理料）を使用している例が認められたので、略称を使用するに当たっては、「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について（令4.3.18保医発0318第5号）」を参照し適切に記載すること。
- ⑨ 診療録第1面（療担規則様式第一号（二）の1）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - ア 開始年月日、終了年月日及び転帰について記載がない又は不十分である。
 - イ 傷病名に（P、C、P u l、P e r）の略称を使用しており、病態に係る記載がない。

ウ 歯科医学的に診断根拠のない、いわゆるレセプト病名が認められる。

エ 傷病名を適切に整理していない次の例が認められる。

- ・ 長期にわたる「疑い」の傷病名がある。

⑩ 診療録第2面（療担規則様式第一号（二）の2）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

症状、所見、診療方針について記載が不十分である又は画一的である。

⑪ 歯冠修復及び欠損補綴について、保険外診療へ移行した場合は、診療録に保険外診療への移行や当該部位に係る保険診療が完結している旨を明確に記載すること。

（2）歯科技工指示書

歯科技工指示書に記載すべき次の内容に不備が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

ア 使用材料

イ 発行した歯科医師の氏名

2 基本診療料等

（1）初診料

歯科疾患管理料を算定して管理計画に基づく一連の治療中により診療が継続している場合に、算定できない歯科初診料を算定している例が認められたので改めること。

（2）初・再診料の加算

① 歯科診療特別対応加算に係る診療録に記載すべき内容に記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

- ・ 算定した日の患者の状態

② 著しく歯科診療が困難な者に該当していない場合に、算定できない歯科診療特別対応加算を算定している例が認められたので改めること。

3 医学管理等

（1）歯科疾患管理料

① 歯科疾患管理料は、継続的管理を必要とする歯科疾患を有する患者に対して、口腔を一単位としてとらえ、患者との協働により行う口腔管理に加えて、病状が改善した疾患等の再発防止及び重症化予防を評価したものである旨を踏まえ、適切に実施すること。

② 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 1回目の管理計画において診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に

記載すること。

- ・ 口腔の状態（歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等）
- ・ 治療方針の概要等

イ 2回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分である。

- ・ 管理に係る要点

③ 文書提供加算

ア 算定要件を満たしていない文書提供加算を算定している次の例が認められたので改めること。

- ・ 患者等に提供した文書の写しを診療録に添付していない。

イ 文書提供加算に係る提供文書に記載すべき内容について、画一的又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

- ・ 口腔の状態（口腔内の状況、歯や歯肉の状態）
- ・ 治療方針の概要等（治療の予定等）

④ エナメル質初期う蝕管理加算

算定要件を満たしていないエナメル質初期う蝕管理加算を算定している次の例が認められたので改めること。

- ・ 撮影した口腔内カラー写真を診療録に添付又はデジタル撮影した画像を電子媒体に保存して管理していない。

⑤ 長期管理加算

ア 算定要件を満たしていない長期管理加算を算定している次の例が認められたので改めること。

- ・ 当該管理加算を初めて算定する場合に、患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項について、その要点を診療録に記載していない。

イ 長期管理加算は、歯科疾患の重症化予防に資する長期にわたる継続的な口腔管理を評価したものであることを踏まえ、適切に実施すること。

(2) 小児口腔機能管理料

算定要件を満たしていない小児口腔機能管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

- ・ 撮影した口腔外又は口腔内カラー写真を診療録に添付又はデジタル撮影した画像を電子媒体に保存・管理していない。

(3) 周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）・周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）

① 算定要件を満たしていない周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）を算定している次の例が認められたので改めること。

- ・ 管理報告書の内容を診療録に記載又は管理報告書の写しを診療録に添付していない。

- ② 管理報告書に記載すべき口腔内の状態の評価、具体的な実施内容や指導内容について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(4) 歯科衛生実地指導料

- ① 算定要件を満たしていない歯科衛生実地指導料1を算定している次の例が認められたので改めること。
- ア 歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していない。
 - イ 情報提供文書を作成していない。
 - ウ 情報提供文書の写しを診療録に添付していない。
 - エ う蝕又は歯周病に罹患している患者に対して、プラークチャート等を用いたプラークの付着状況の指摘を実施していない。
 - オ 歯科衛生士による実地指導を15分以上実施していない。
- ② 診療録に記載すべき歯科衛生士に行った指示内容等の要点について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ③ 情報提供文書に記載すべき実地指導を行った時間について、画一的に記載している例が認められたので、実態に沿った適切な実施時刻（開始時刻及び終了時刻）を記載すること。
- ④ 歯科医師が実地指導を行った場合に、算定できない歯科衛生実地指導料1を算定している例が認められたので改めること。

(5) 歯周病患者画像活用指導料

- ① 撮影した口腔内カラー写真を診療録に添付又はデジタル撮影した画像を電子媒体に保存して管理しておらず、算定要件を満たしていない歯周病患者画像活用指導料を算定している例が認められたので改めること。
- ② 歯周病患者画像活用指導料は、歯周病に罹患している患者に対しプラークコントロールの動機付けを目的として、口腔内カラー写真を用いて療養上必要な指導及び説明を行うものである旨を踏まえ、適切に実施すること。

(6) 歯科特定疾患療養管理料

診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

- ア 症状
- イ 管理内容の要点

(7) 歯科治療時医療管理料

診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

- ・ 管理内容（モニタリング結果）

(8) 診療情報提供料（I）

治療の可否に関する問い合わせを行った場合に、算定できない診療情報提

供料（I）を算定している例が認められたので改めること。

(9) 新製有床義歯管理料

- ① 算定要件を満たしていない新製有床義歯管理料（「1 2以外の場合」、「2 困難な場合」）を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ・ 情報提供文書の写しを診療録に添付していない。
- ② 情報提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - ア 欠損の状態
 - イ 指導内容等の要点
 - ウ 保険医療機関名
- ③ 総義歯又は9歯以上の局部義歯を装着していない場合に、算定できない新製有床義歯管理料「2 困難な場合」を算定している例が認められたので改めること。

4 在宅医療

(1) 歯科訪問診療料

- ① 算定要件を満たしていない歯科訪問診療料を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ・ 診療録及び診療報酬明細書に記載すべき実施時刻（開始時刻と終了時刻）について実態と異なる。
- ② 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - ・ 歯科訪問診療の際の患者の状態等（急変時の対応の要点を含む。）
- ③ 歯科訪問診療料に係る診療時間に、診療前の準備に要した時間、診療後の片付けに要した時間、患者の移動に要した時間、訪問歯科衛生指導料の算定対象となった指導の時間を含めている例が認められたので、実際に診療を実施した時刻について記録すること。
- ④ 同一建物で複数の患者を診療した場合に、歯科訪問診療1を誤って算定している例が認められたので改めること。

(2) 訪問歯科衛生指導料

診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

- ・ 歯科衛生士等に指示した内容

5 検査

(1) 電氣的根管長測定検査

検査結果を診療録に記載又は検査結果の分かる記録を診療録に添付しておらず、算定要件を満たしていない電氣的根管長測定検査を算定している例が

認められたので改めること。

(2) 歯周病検査

① 算定要件を満たしていない歯周基本検査を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 必要な検査のうち歯の動揺度を実施していない。

イ 必要な検査のうち歯周ポケット測定（1点以上）、歯の動揺度の結果を診療録に記載又は検査結果の分かる記録を診療録に添付していない。

② 算定要件を満たしていない歯周精密検査を算定している次の例が認められたので改めること。

・ 必要な検査のうち歯周ポケット測定（4点以上）、プロービング時の出血の有無、歯の動揺度、プラークチャートを用いたプラークの付着状況の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

③ 臨床所見、画像診断所見、処置内容、症状経過等から判断して、必要性の認められない歯周精密検査を実施している例が認められたので改めること。

④ 漫然と歯周精密検査を実施している例が認められたので、歯周組織の状態、治療の内容等により、歯周基本検査、歯周精密検査の必要性を十分に考慮した上で検査を選択すること。

(3) 顎運動関連検査

算定要件を満たしていない顎運動関連検査（チェックバイト検査）を算定している次の例が認められたので改めること。

・ 検査結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

(4) 歯冠補綴時色調採得検査

算定要件を満たしていない歯冠補綴時色調採得検査を算定している次の例が認められたので改めること。

・ デジタル撮影した場合の当該画像を電子媒体に保存・管理していない。

6 画像診断

(1) 総論的事項

① 歯科エックス線撮影において、診断に必要な部位が撮影されていない不適切な例が認められたので改めること。

② 歯科パノラマ断層写真において、画像が不鮮明で診断に利用できない不適切な例が認められたので改めること。

③ 必要性の認められない歯科エックス線撮影を行っている例が認められたので改めること。

④ 撮影した歯科エックス線写真、歯科パノラマ断層写真を確認できない例が認められたので、適切に整理・保管すること。

⑤ 撮影した歯科エックス線写真において、変色した例が認められたので、適

切に取り扱うこと。

- ⑥ 歯科エックス線撮影において、位置づけを適切に行っていない例が認められたので、正確な位置づけを行うこと。
- ⑦ 歯科疾患の画像診断に際しては、歯科疾患の状態や撮影範囲、得られる結果等を十分考慮し適切な撮影方法を選択すること。

(2) 診断料

- ① 算定要件を満たしていない画像診断における診断料を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ・ 歯科エックス線撮影及び歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない。
- ② 歯科エックス線撮影及び歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、診療録に記載すべき写真診断に係る必要な所見について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので個々の症例に応じて適切に記載すること。

7 投薬

投薬

- ① 医師が処方すべき薬剤を歯科医師が処方している不適切な例が認められたので改めること。
- ② 患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認せずに投薬している例が認められたので、必要に応じて確認すること。
- ③ 処置内容、症状等にかかわらず、画一的な投薬をしている例が認められたので、症状等を考慮の上、投与薬剤をその都度決定すること。
- ④ 投薬を行うに当たっては、医薬品医療機器等法の承認事項に加え、薬剤の重要な基本的注意事項を考慮し、個々の症例に応じて適切に判断すること。

8 リハビリテーション

歯科口腔リハビリテーション料1

歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」を算定する場合に診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 調整方法及び調整部位

イ 指導内容の要点

9 歯周治療

(1) 総論的事項

歯周病に係る症状、所見、治癒の判断、治療計画等の診療録への記載が不十分であり、治療方針が不明確となっている例が認められたので、記載内容の充実を図ること。

(2) 歯周基本治療

必要性の認められないスケーリング・ルートプレーニングを実施している例が認められたので、歯周病検査の結果、画像診断等に基づく的確な診断及び治療計画により適切な治療を行うこと。

(3) 歯周病安定期治療

① 算定要件を満たしていない歯周病安定期治療を算定している次の例が認められたので改めること。

・ 歯周病安定期治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書を作成していない。

② 歯周病安定期治療の実施に際しては、一連の歯周基本治療等の終了後に、一時的に病状が安定した状態であって、継続的な治療が必要と判断された患者に対して、病状の安定を維持し、治癒させることを目的として実施すること。

(4) 歯周病重症化予防治療

歯周ポケットが4ミリメートル未満で部分的な歯肉の炎症又はプロービング時の出血が認められる状態のものに該当していない場合に、算定できない歯周病重症化予防治療を算定している例が認められたので改めること。

10 処置

(1) う蝕処置

算定部位ごとに処置内容等を診療録に記載しておらず、算定要件を満たしていないう蝕処置を算定している例が認められたので改めること。

(2) 咬合調整

① 歯冠形態の修正を行った際に、診療録に記載すべき内容（修正箇所）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

② 自院で製作した金属歯冠修復物等の過高部の削合に対して、算定できない咬合調整を算定している例が認められたので改めること。

(3) 歯内療法

① 加圧根管充填処置

算定要件を満たしていない加圧根管充填処置を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 緊密な根管充填を行っていない。

イ 根管充填後に歯科エックス線撮影により根管充填の状態を一部の根管において確認していない。

ウ 根管充填後に歯科エックス線撮影により根管充填の状態を確認していない。

エ 根管充填後に撮影した歯科用エックス線画像が根管充填の確認に利用

できない。

② 抜歯を前提とした歯内療法

抜歯を前提として急性症状の消退を図ることを目的とした根管拡大等について、根管数にかかわらず感染根管処置の「1 単根管」として算定すべきものを「2 2根管」で算定している例が認められたので改めること。

(4) 暫間固定

エナメルボンドシステムによる暫間固定を行ったものについて、算定できない装着材料料を算定している例が認められたので改めること。

(5) 口腔内装置

歯ぎしりに対して、口腔内装置を用いた治療を行っている場合における症状、所見等について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(6) 歯冠修復物又は補綴物の除去

① 除去した歯冠修復物・補綴物の部位、種類について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

② 手術の所定点数に含まれ算定できない手術当日に行われる手術に伴う除去の費用を算定している例が認められたので改めること。

③ メタルコア又は支台築造用レジンを含むファイバーポストであって歯根の3分の1以上のポストを有するものに該当していない場合に、算定できない歯冠修復物又は補綴物の除去「3 著しく困難なもの」を算定している例が認められたので改めること。

(7) 有床義歯床下粘膜調整処置

旧義歯が不適合で義歯の床裏装や再製が必要とされる場合以外に、算定できない有床義歯床下粘膜調整処置を算定している例が認められたので改めること。

11 手術

(1) 抜歯手術

① 抜歯手術における症状、所見、手術内容、術後経過について、診療録に記載していない又は記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

② 歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対する骨の開さく又は歯根分離術等に該当していない場合に、算定できない難抜歯加算を算定している例が認められたので改めること。

③ 骨性の完全埋伏歯又は歯冠部が3分の2以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯に該当していない場合に、算定できない抜歯手術「4 埋伏歯」を算定している例が認められたので改めること。

(2) 歯根嚢胞摘出手術

- ① 歯根嚢胞摘出手術における症状、所見、手術内容について、診療録に記載していない又は記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ② 歯根嚢胞の大きさが歯冠大に満たない場合に、算定できない歯根嚢胞摘出手術「1歯冠大のもの」を算定している例が認められたので改めること。

(3) 口腔内消炎手術

診療録に記載すべき内容（症状及び手術内容の要点）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

12 歯冠修復及び欠損補綴

(1) 補綴時診断料

- ① 算定要件を満たしていない補綴時診断料を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ・ 製作を予定する欠損補綴物の名称及び設計等についての要点を診療録に記載していない。
- ② 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - ア 製作を予定する部位
 - イ 欠損部の状態
 - ウ 欠損補綴物の名称及び設計等の要点

(2) クラウン・ブリッジ維持管理料

- ① 算定要件を満たしていないクラウン・ブリッジ維持管理料を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ・ 患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない。
- ② 患者への提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - ア クラウン・ブリッジ維持管理料の趣旨
 - イ 補綴部位

(3) 有床義歯

- ① 残根上義歯の製作に当たっては、当該残根歯に対して適切な歯内療法及び根面被覆を行うこと。
- ② 補強線を屈曲バーとして誤って算定している例が認められたので改めること。

(4) 有床義歯修理

- ① 修理内容の要点を診療録に記載しておらず、算定要件を満たしていない有床義歯修理を算定している例が認められたので改めること。
- ② 極めて短期間に繰り返し有床義歯修理を行っている不適切な例が認められ

たので、適切な有床義歯の修理及び管理を行うこと。

II 診療報酬の請求等に関する事項

1 届出事項、報告事項等

- ① 次の届出事項について、変更が認められたので速やかに東海北陸厚生局長あて届け出ること。
 - ア 診療科の変更
 - イ 標榜診療時間の変更
 - ウ 保険医の異動
- ② 次の保険外併用療養費に係る報告事項について、報告をしていなかったの
ので速やかに東海北陸厚生局長あて報告すること。
 - ・ 金属床による総義歯に係る金属の種類及び費用

2 掲示事項

- ① 保険医療機関の掲示事項に不備が認められたので、速やかに適切な掲示を
すること。
 - ア 明細書の発行に関する事項の掲示をしていない又は掲示内容が誤っている。
 - イ 保険外負担に関する事項を掲示していない。
 - ウ 施設基準に係る事項を掲示していない又は届出していないにもかかわらず
誤って掲示している。

3 診療報酬請求

総論的事項

診療録と診療報酬明細書において、診療内容、部位、傷病名、所定点数及び合計
点数について一致しない例が認められたので、保険医療機関及び保険医により十
分に照合・確認を行い適切に記載すること。

4 一部負担金等

(1) 一部負担金

- ① 一部負担金の徴収について、次の例が認められたので、適切に徴収すること。
 - ・ 減免している。
- ② 未収の一部負担金の管理が不十分な例が認められたので改めること。
- ③ 診療報酬明細書の作成、確認時に算定内容を修正した際に、一部負担金に
過不足が生じた場合は、患者に適切に追徴や返金等の対応をすること。

(2) 領収証・明細書

一部負担金の発生しない患者（全額公費負担を除く）について、明細書を発
行していない例が認められたので、適切に交付すること。

5 その他

- ① 保険医は療養担当規則等の諸規則に習熟し、適正な保険診療に努めること。
- ② 保険診療に関する諸規則や算定要件等の理解が十分でないことから、開設者、管理者及び保険医として備えるべき知識の修得に努めること。